

平成27年(ソラ)第5003号

執行官の処分に対する執行異議の却下決定に対する執行抗告事件

## 執行抗告理由書

平成27年5月25日

大阪高等裁判所民事部 御中

抗告人 吉田 益夫



抗告人の抗告理由は下記のとおりである。

### 第1. 抗告人動産に対する強制執行での相手方(債権者)の利益

添付別紙に添付の差押物目録の動産が平成27年4月7日に差押えられたが、これらの動産は、強制執行を申し立てた相手方(債権者)にとっては、まったく価値がない。

差し押さえた物品は、以下の通りである。

#### 1. テーブル

ごく普通のコクヨ製の作業、打ち合わせテーブルで、30年ぐらい前から使っているものである。当然、減価償却済みのものであり、骨董品としての価値もない。テーブルの脚には、錆も浮いており、粗大ゴミとして捨てられていても不思議ではないテーブルである。

#### 2. パソコンラック

旧型のパソコンラックで、30年ぐらい前から使用していたものである。マウス台もなく、マウス操作主体の現行のパソコンを使用するのにも、難がある。当然、減価償却済みのものであり骨董品としての価値もない。粗大ゴミとして捨てられていても不思議ではないパソコンラックである。

#### 3. 折りたたみイス

大型店で、新品でも1000円足らずの品物である。骨董品の価値があるものでもない。

4. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.125)

5. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.50)

6. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.100)

7. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.75)

8. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.25)

9. タワー型 PC (IP アドレス標記192.168.1.200)

上記6点は、抗告人が電気通信事業用のサーバーとして使っていたものである。

各タワー型 PC のハードディスクは取り外され、電源コードも含まず、本体だけ差押えられた。

各タワー型 PC のハードディスクには、OS、アプリケーションソフト、データが入っており、このハードディスクは抗告人の手元に残された。

これらは、現状では起動もしない。少なくとも OS の入ったハードディスクと電源コードがなければ、起動しない。つまり、この状態ではまったく価値がない。

6台のうち4台(4, 5, 6, 8)については、6-7年前に購入したものだが、今の製品と比べれば性能が極端に低く、電気代の関係もあり、今年中に新しいタワー型 PC 1台を導入すれば、この4台は廃棄する予定であった。(7, 9は、二世代之前の機種であるが、4, 5, 6, 8に比べ、3-4倍の性能を持っている。)

つまり、4台(4, 5, 6, 8)については、中古品としても、市場価値がなく、7, 9にしても二世代之前でハードディスクもなく、現状では稼働不能であるので、中古品としても合わせて1万円ほどの価値しかない。

10. デスクトップ PC (富士通製)

11. デスクトップ PC (エプソン製)

上記2点の デスクトップ PC は、抗告者が電気通信事業用のサーバーのクライアント PC として

使っていたものである。

そのうち、11.のエプソン製デスクトップ PC は、通常的生活用 PC としてネット決済、メール送受信、文書作成に使っていた。これらのデスクトップ PC のハードディスクは取り外され、電源コードも含まず、本体だけ差押えられた。PC のハードディスクには、OS、アプリケーションソフト、データが入っており、各デスクトップ型 PC のハードディスクには、OS、アプリケーションソフト、データが入っており、このハードディスクは原告人の手元に残された。

このデスクトップ PC 2台も現状では起動もしない。少なくとも OS の入ったハードディスクと電源コードがなければ、起動しない。つまり、この状態ではまったく価値がない。

10.の富士通製デスクトップ PC は、7年ぐらい前の製品で、オープンソースの OS (Linux) を載せて使っていたが、二世代前の11. エプソン製のデスクトップに比べて3分の1以下の性能しかない。そのため、新規にデスクトップ PC 1台を導入するか、エプソン製のデスクトップ機で、Windows と Linux のデュアルブートが成功すれば、廃棄する予定であった。つまり、10.の富士通製デスクトップ PC については、中古品としても、市場価値がなく、11. エプソン製のデスクトップ PC にしても二世代前であるが、ハードディスクもなく、現状では、稼働不能であるので、中古品として1万円以下の価値しかない。

## 12.ディスプレイ(DELL 製)

このディスプレイは、11.のデスクトップ PC 用に使っていたもので、電源コードなしで差押えられた。各 PC が稼働不能な状態にあるので、この11.のディスプレイも電源コード入手と稼働可能な PC につながないと稼働不可能である。相手方(債権者)にとっては、現状では、まったく価値がない。

このように、相手方(債権者)にも価値のない物品なので大量に差押えても、評価額は差押え調書でも3万円であった。この3万円でも中古品の市場価格からすれば、高い評価である。

平成27年5月1日、和歌山市湊543 南東側倉庫において、上記12動産の競り売りが行われた。当日、上記12品目の動産を買い受けて原告人に貸与する意思を持った人物が競り売りに参加し

たため、相手方(債権者)と競りになり、評価額の3倍以上の買受申出額(9万5000円)で、相手方(債権者)が買い受けた。

つまり、相手方(債権者)が、差押え動産を原告人に貸与され、原告人の業務が復活するのを防ぐために、評価額を大幅に上回る金額で買い受けたのは明らかである。

## 第2.原告人動産に対する強制執行での原告人(債務者)の損害

平成27年4月7日の強制執行の時点で、上記、6点のタワー型PCはサーバーとして稼働していた。また上記2点のデスクトップPCもクライアントとして稼働しており、強制執行の直前は、エプソン製デスクトップPCで、原告人が相手方(債権者)に控訴を行っている平成27年(ネ)第1268号損害賠償事件本訴、同反訴請求事件(第一審で仮執行付の判決が出たので、それを根拠に相手方(債権者)が、この動産差押えの強制執行を申し立てた)の控訴理由書を作成していた。また、強制執行による差押えで、稼働していたサーバーで、提供していた、和ネット、和ネットニュース、ましろぐ和歌山、京洛ネット(主として京都府を中心とした政治。経済情報サイト)、南大阪ネット(主として大阪府南部を中心とした政治。経済情報サイト)のサービスが停止した。平成27年4月の統一地方選の選挙日を控え、利用者が殺到し始める時期であったので、利用者の広告へのクリック収入に頼る原告人(債務者)の収入には、大打撃であった。そして、和ネットが一部再開しても、この統一地方選が終わった時期であり、まだ、完全に復旧していないので、原告人の収入に対する打撃は相当大きい。(各サイトの知名度が以前より格段に定着していたので、4年に一度の選挙が近づけば、1日、3万人程度の人が各サイトに殺到を予想していたので、各サイト合わせて最大一日1万円以上のクリック収入を期待していた。しかし、それが消失してしまった。)

また、和ネット、和ネットニュース、ましろぐ和歌山、京洛ネット(主として京都府を中心とした政治。経済情報サイト)、南大阪ネット(主として大阪府南部を中心とした政治。経済情報サイト)については、情報入手がしやすく、便利であるという評価があり、その評価が、12品目の動産を買い受けて、原告人に貸与する意思を持った人物が競り売りに参加した背景でもあった。つまり、早く、復旧し

てほしいという要望が強かったということである。

平成27年4月30日付抗告人が抗告した執行抗告状(本執行抗告状の添付別紙)の理由で、評価額としては、僅かな金額であるが、抗告人にとっては、業務に必要不可欠なものである説明を行っている。

このような状況で、抗告人は支援者から、ノート型PCを借り、相手方(債権者)に対しての控訴理由書や本抗告状、理由書などを作成している。このノート型PCは、性能的に、文書作成に使っていたエプソン製のデスクトップPCよりもはるかに劣るものなので、強制執行前よりも、はるかに抗告人の生産性は落ちている。

なお、強制執行時に作成していた控訴理由書は、後で、エプソン製のデスクトップPCにつけられていたハードディスクを確認すれば、消失していた。そのため、ノート型PCを借りてから新たに作成を行った。このように、抗告人の裁判を受ける権利まで侵害されたのである。

ハードディスクにデータがあるので、サイトの再構築は可能だが、VPS(レンタルサーバーの一形態)を使ってもOSのインストール、アプリケーションの調整などを行わないといけないので、原状回復にも、相当な時間がかかる。そのため、時間的にも、収入的にも、大きな損害を受けている。

### 第3. 結論

上記の通り、平成27年4月7日の動産差押執行での動産の選択は、債権者が、債務者である抗告人の利益を害し、抗告人の業務の妨害を行うために選択したものであるのは明らかであるので、執行官がそれに同意して、債権者の指定する動産の選択を行ったのは、最高裁判所規則である民事執行規則第100条の「執行官は、差し押さえるべき動産の選択に当たっては、債権者の利益を害しない限り、債務者の利益を考慮しなければならない。」という条文に違反する。

以上の理由で抗告人は抗告を行った。

添付書類 1. 差押調書謄本 (写し)

添付書類 2. 競り売り調書謄本 (写し)